

主な論点(第六稿)

I 基本的考え方

【 保険会社のソルベンシー(保険金等の支払能力)評価のあり方 】

<保険監督上の評価におけるソルベンシー・マージン比率(規制)の位置づけ>

- 保険監督上の評価項目として①経営管理(ガバナンス)、②財務の健全性、③業務の適正性の3つの柱の中に位置づけられる会社の財務の健全性の評価に際して、保険金等の支払能力の充実の状況は重要な着眼点ではあるが、収益性など他の評価項目とあわせて位置づけられるべきものであるとの意見があった。
- また、制度全体として健全性を保つことが重要であり、会社のガバナンスシステム、競争条件の公平性、監督システムを全体としてみたときに健全性維持と顧客保護に有効な枠組みになっている必要があるとの意見があった。

<ソルベンシー・マージン比率(規制)の目的>

- ソルベンシー・マージン比率は、保険業法に基づき、監督当局が保険会社の経営の健全性を判断するため用いる、保険金等の支払能力の保険充実の状況が適当であるかどうかを把握するための指標であり、保険会社が有する様々なリスクに対し、その備え(支払余力)がどの程度あるかを示すものである。
- このため、ソルベンシー・マージン比率は、支払能力の充実の状況に応じて、監督当局が必要な是正措置命令を適時・適切に発動していくことにより、保険会社に早めの経営改善への取組みを促していくとする制度である早期是正措置のトリガーとして用いられている。
- これらを踏まえると、ソルベンシー・マージン比率の基本的な考え方としては、保険会社の事業継続を前提とすべきとの意見があった。基本的には合理的な期間にわたり保険会社が事業活動を継続することを前提とすべきと考えられる。

<ソルベンシー・マージン比率(規制)の有効性・信頼性>

- 過去に200%を超えて破綻した例があったものの、その後の算出方法の見直しや資産査定の厳格化などにより、改善が図られたとの意見があった。過去の破綻事例について、見直し後のソルベンシー・マージン比率を算出した結果等について確認したところ、一定の改善効果は見られたものの、更に信頼性を向上させる必要性があるのではないかとの指摘があった。
- また、監査を義務付けられていない保険会社(支店形態の保険会社は監査が義務化されておらず、非上場の保険会社は中間監査が義務化されていない)が存在しており、財務諸表に関する信頼性を確保していくことが一つの課題であるとの指摘もあった。

- ソルベンシー・マージン比率の有効性・信頼性を向上させるためには、算出方法の見直しだけでなく、保険会社のリスク管理の高度化を合わせて行う必要もあるが、今後更に、どのように点に留意して見直しを図る必要があるか。

<保険会社のリスク管理の高度化のためにソルベンシー・マージン比率(規制)に期待される役割>

- 保険会社のリスクの実態を的確に把握し、適正に管理することは、監督当局による規制と保険会社の実務との間の不断の発展的なプロセスの中で追求されるべきものである。
- 規制のあり方としては、リスク計測の手法やリスク管理の方法を保険会社自らが創意工夫し、保険会社自らの責任でリスク管理の高度化を図る実務の競争的発展可能性を見据えながら、規制としての安定性・比較可能性とともに、規制の漸進的発展可能性、誘導効果(インセンティブ)が求められるのではないかとの意見があった。
- 欧米の保険会社の先進的なリスク管理の状況との比較から、我が国の保険会社の内部リスク管理の高度化を図るためにには、経営陣の意識を相当高める必要があり、そのインセンティブとして、今般のソルベンシー・マージン比率(規制)の見直しと今後の方向性を有効に活用すべきであるとの意見があつた。

<ソルベンシー・マージン比率の消費者(契約者及び将来の契約者)に対する周知のあり方>

- ソルベンシー・マージン比率は、一義的には、保険契約者の保護を図るための監督上の基準ではあるが、その数値は消費者(契約者及び将来の契約者)に開示されており、実態として、消費者が自らの保険会社の健全性を検証し又は新たな保険会社を選択する際に参考とする指標として用いられている。
- そうした中で、ソルベンシー・マージン比率の意味が消費者にとって十分理解されておらず、数値が高いほど信頼性が高いとの漠然とした認識のもと、保険会社が比率を高めるための不適切な投資行動をとるなどの影響がでているとの指摘がある。
- そこで、少なくともソルベンシー・マージン比率の持つ意味や早期是正措置の発動基準である200%の考え方について平易な言葉で説明できるよう、評価期間や評価方法に関し、しっかりと整理を行う必要があるのではないかとの意見があつた。
- 消費者にとっても、保険会社を評価するに際し、ソルベンシー・マージン比率は、ひとつの指標であり、格付けや収益性その他の指標をあわせて判断されるべきであるとの意見があつた。また、ソルベンシー・マージン比率を含めた様々な開示指標に関し、一覧表のようなものを作成し、ディスクロージャー解説書及びディスクロージャー資料に掲載してはどうかとの意見があつた。
- このような意見も含め、消費者の理解を深めるためには具体的にどのような対策をとる必要があるか。

<会社形態の違いの評価>

- 株式会社と相互会社では、資本調達手段の柔軟性、利益の分配方法、リスクの担い手の違いなどが存在することから会社形態の違いを考慮すべきとの意見があつた。

- また、海外支店・海外法人では、支払余力に問題が生じた場合には、グループ全体の信用力を保持できるよう本店・親会社は財政支援を行うと期待するのが合理的であるとの意見があった。
- 一方、会社形態が(株式会社、相互会社、支店形態と)異なっていても保険会社として同様の業務を行っていること、契約者に対する規制の分かり易さなどの観点からソルベンシー・マージン比率の計算方法を特段変更する必要はないのではないかとの意見もあった。
- ただし、海外に本店がある支店の場合、本店からの財政支援や配当などによる資金の移動が比較的容易なこと、本店が倒産した場合の遮断が行われないことなどを考慮すると、ソルベンシー・マージン比率を算出する意義が分かりにくいとの意見があった。
- 更に、ソルベンシー・マージン比率の算出対象から除くべきとの意見や大規模な支店は従来どおりでよいが、小規模な支店に関しては何らかの配慮が必要との意見もあった。
- 米国、EU、香港、豪州においては、支店形態と会社形態によるソルベンシー規制上の差異はなく、米国NY州の場合には、むしろ支店形態に対する規制のほうが厳しいとの報告があった。支店形態の場合について、ソルベンシー・マージン比率の算出対象から除くことは技術的に難しいのではないかと考えられる。

<連結ソルベンシー・マージン比率>

- ソルベンシー・マージン比率は、現行規制では単独で算出しているが、連結ベースでも考える必要があるとの意見があった。その際、少数株主持分、優先出資証券の扱いについては、資本性の低いものはマージンから除くべきであるとの意見もあった。
- 連結ソルベンシー・マージン比率に関しては、個々の保険会社の契約ポートフォリオの特性および投資戦略の相違、およびそれぞれの相関性を考慮した分散化によるリスクの軽減効果、親会社と子会社間の資本関係の評価など、技術的な問題が多くあり、保険グループ全体の合理的なソルベンシー評価を導くことが難しい。したがって、中期的課題と整理してよいのではないかとの意見もあった。

II 目指すべき方向

【 経済価値ベースのソルベンシー評価 】

<経済価値ベースのソルベンシー(保険金等の支払能力)評価に関する考え方>

- 現時点では、ロック・イン方式による責任準備金の積立て、リスク・ファクター方式によるリスク測定が行われている。
- しかしながら、企業価値を向上させることが企業のステークホルダーにとっての目標であることを考慮すると、保険会社のソルベンシー評価を行う際にも、資産価値の変動と負債(価値)の変動の差をリスクとして捉え、企業価値である純資産価値と比較することが測定手法として整合的であり、るべき姿としては、経済価値(将来キャッシュフローの現在価値)ベースでのソルベンシー評価を目指すべきで

はないかとの意見があった。

- 國際的にも、特に、歐州において、市場価値と整合的な経済価値ベースで保険会社のソルベンシーを評価する方向で規制の見直しが進んでおり、そうした動向を踏まえる必要があるとの意見があった。
- 更に欧米にとどまらず、台湾、シンガポール、オーストラリアなども完全に動き出しており、我が国の取組みのスピードが緩慢であれば、アジアにおいても、将来相当遅れをとることとなるとの意見もあった。

【 経済価値ベースのソルベンシー評価を実現するための取組み 】

- 経済価値ベースのソルベンシー評価を実施するためには、責任準備金(負債)の評価の見直しとともに、リスクモデルの高度化、精緻化による先進的なアプローチ、適当な場合には内部モデルの容認も含めたリスク測定・評価手法の高度化が必要となると考えられる。
- そのためには、具体的にどのような取組みをどのような手順で進めるべきか、「工程表」を作成することは可能か、また、少なくとも何らかの取組みに着手することは可能か、等について議論する必要がある。
- これらの取組みを通して、保険会社のリスク測定・管理を高度化するインセンティブが働くようにすべきとの意見があった。
- 特に金利リスクに関しては、ALMの促進にインセンティブを与えるため、ソルベンシー・マージン比率とは別途把握する方法に関する提案があった。

<責任準備金の経済価値ベースでの評価>

- ソルベンシー・マージンを評価する上での、責任準備金の十分性又は保守性はどのように考えればよいか。リスクフリーの割引率を用いた将来キャッシュフローの推計により、責任準備金の最良推計(ベスト・エスティメイト)を算出し、実際の責任準備金との差額によって安全性(ブルーデンス)を判断する必要があるとの IAIS(国際保険監督者機構)の考え方や欧州の先行事例などを参考に取組みを行う必要がある。
- 経済価値ベースで責任準備金を評価するためには、「ベスト・エスティメイト(期待キャッシュフロー)」及び「リスクマージン」の推計方法や「保証、オプション等」のモデルへの反映方法などについて、検討を進める必要がある。
- まずは、相対的にフィジビリティが高いと考えられる「期待キャッシュフロー」について、市場データを用いたリスクフリーレートで割り引くフィールドテストを実施しつつ、導入に向けた実務的課題等の整理を進めてはどうか、そうしたプロセスの中で、手法の改善、データの蓄積、超長期金利等への対応等を検討を深めてはどうかとの意見があった。
- そうした作業に加えて、「リスクマージン」及び「保証・オプション等」については、まずは理論的課題の整理を行ってはどうかとの意見があった。

- 将来キャッシュフローの推計については必ずしもフィージビリティが高いとも考えられないので、ソルベントー目的であることを明確にして議論すべきであり、一般目的会計まで射程に置くと、収益認識など、検討事項が複雑化するとの意見があった。
- 他方で、少なくともベスト・エスティメイトの推計については、保険会社が既存の責任準備金の算出においても将来キャッシュフローの一方法を利用していることを踏まえれば、十分フィージビリティが高いのではないかとの意見があった。したがって、責任準備金の経済価値ベースの評価手法が最終化されていなくとも、簡便な手法を用いてリスク測定の手法として使用することを検討すべきではないか、特に、各社の ALM の状況を反映したリスク(金利リスク)管理には必要度合いが高いとの意見があった。
- まずは、ALMを反映した市場リスク(金利リスク)計測手法の確立を目指して、経済価値ベースでの責任準備金の評価への移行を工程表に盛り込み、課題、対応方針等を整理した上で、順次対応はどうかとの意見があった。

<リスク測定・評価の高度化>

- 経済価値ベースでの資産価値と負債価値の差額(サープラス)自体の変動をリスク量として認識し、その変動を適切に管理する経営を促すべきとの意見があった。
- 保険会社の資産負債管理(ALM)の実態やその高度化を念頭に置けば、現行の予定利率リスクは、保有している資産の状況を反映しないとして、負債と資産の金利・価格変動リスクを統合して評価する方法をとるべきとの提案があった。対象とする資産の範囲や、責任準備金(負債)に内在する金利リスクの評価方法も含む具体的な方法はどのようにすればよいと考えられるか。
- 資産と負債の経済価値ベースの評価を行った上で、両者を関連させたリスク評価を行う必要があり、責任準備金の金利リスクを測定するためには、金利変動に伴う将来キャッシュフローの見積もりが前提になるとの意見があった。
- 現時点での保険会社のリスク管理実務の水準に差異がある中で、規制において、標準的アプローチの高度化に加え、先進的アプローチ、更には保険会社の内部モデルの使用的容認も含めた自己規律の方向を模索するために、どのような取組みが必要か。まずは、標準的アプローチの高度化に向けて、欧州の先行事例などを参考に何らかの取組みを考えられないか。
- いきなり欧米の先進的な手法に追いつくことは無理があるので、欧米の時価評価の動きをサーベイすることから始めることとしてはどうかとの意見があった。他方で、現状の把握にとどまらず、速やかにテストを始めるべきであるとの意見もあった。
- 必ずしもすべての会社を同一の手法で評価するのではなく、先進的手法を用いて評価できる一部の会社が存在するのであれば、その手法を採用することとし、進んだ手法で評価する会社が有利になるようなインセンティブを与えれば、結果として保険業界のリスク管理のレベルが向上するのではないかとの意見があった。

III 具体的な見直しの実施に向けての考え方

【 具体的な見直しの実施に向けて:リスクについての考え方 】

<リスクの評価期間>

- ソルベンシー・マージン比率の算出において、リスクを評価する期間は1年とされているが、消費者（契約者）からみて、公表までに一定の期間があることを考慮すると少なくとも次回の公表が行われるまでの期間の健全性を評価すべきではないかなど期間の見直しを求める意見があった。
- 一方、現状、中間期にも(半年ごと)ソルベンシー・マージン比率を算出、公表しており、IAISにおいても1年間のリスク評価期間が推奨されていることから、リスク評価期間を1年とすることが適当との意見があった。

<リスクの測定方法と信頼水準>

- リスク相当額は同じ定義に基づいて定められたものか明確にされていない。したがって、異なる事業ポートフォリオにおいては、会社間の比較が適切とはいえないのではないかとの指摘がある。リスク係数を見直す場合、測定方法や信頼水準を統一すべきか。
- 信頼水準については、EUでは99. 5%（米国でも98%）であり、将来の統合的リスク評価への移行や国際的に調和した水準を見据えて、激変は回避しつつ、信頼水準を引き上げる必要があるのではないかとの意見があった。
- 一方、信頼水準については、例えば、99. 5%の水準とすると、200年に1回のリスクに備えることと同等の水準になることから、慎重に考える必要があるのではないか、との意見があった。
- 保険契約は約定した保険料と保険給付の変更が困難である一方で、資産運用は保険会社の経営判断によりある程度方針の変更も可能であるとのリスクの特性の違いを考慮すれば、複数の基準を持つことも許容されるべきとの意見があった。

<リスク評価のあり方>

- 現在のフォーミュラー方式では、各社のリスク管理の状況や商品性などが十分に考慮されず、適切なリスク評価ができないとの指摘があった。問題が大きいリスクがあるとすればどのようなものがあるか。その場合、適切な評価を行うためにはどのようにすればよいか。

<今後算入を検討すべきリスク>

- 「集中リスク」、「オペレーション・リスク」、「事業費リスク」、「解約率リスク」、「流動性リスク」などが、考慮すべきリスクとして指摘された。一方、既に整理が行われているものもあり、重要性もそれほど高くないと考えられることから、将来的な検討課題とすべきとの意見があった。

【 具体的な見直しの実施に向けて:マージンについての考え方 】

<マージン項目の検証>

<基本的考え方>

- ソルベンシー・マージン比率が早期是正措置の発動基準であることを念頭に考えると、十分有効に機能するためには、予め清算価値の乏しい資産を排除すべきとする意見がある一方、事業継続を前提とすれば十分機能するものであり、厳しすぎる基準は風評リスクの発生なども起こりうることに留意すべきとの意見もあった。
- また、ソルベンシー・マージン比率で全てが評価されるものではないことから、ソルベンシー・マージン比率とは違う基準で清算的な視点を織り込むことも提案された。
- これらの意見を踏まえマージンの考え方として以下の提案がなされた。
- ソルベンシー・マージン比率は、早期是正措置の発動の指標となっているが、仮に200%を下回った場合であっても、必要な措置を行うことにより事業の継続を図るものである。そのため、基本的には事業継続を前提としたものと考えられる。
- しかしながら、保険会社の財務的健全性が損なわれ、ソルベンシー・マージン比率が低下している状況においては、マージンとして算入する要件としては、資産の換金性と清算価値が重要であるとの指摘がある。
- そこで、会計上オントラスの資産等に関し、資産性と換金性の程度を問題とするのであれば、負債に関しても、長期性を帯びているので、換金性が大きくない性質であることを勘案する必要があるのでないかとも考えられる。
- 重要なことは、必要なキャッシュフローを賄う流動性が十分に確保されているかということであって、短期的な換金性を前提にしてマージンを議論することは、保険会社の財務的健全性を必要以上に低く見積ってしまうという懸念がある。
- したがって、将来キャッシュフローの推計にもとづく経済価値ベースにおいて、資産の換金性と流動性の評価を織り込むことが望ましい評価のあり方ではないか。
- 以上のような観点から中期的な課題として取り組んではどうか。

<責任準備金の十分性>

- ソルベンシー・マージンを評価するに当たっては、責任準備金の十分性の検証が必要であるが、現状では、低金利のもとで発生した逆ざやによる損失の評価が十分ではないとの指摘があった。一方で、生命保険会社においては、現行制度における(狭義の)責任準備金には相当のマージンが含まれており、損害保険会社においては、未経過保険料の計算が保守的であるとの指摘があった。
- 直ちには(現行の危険準備金等を含めた広義の)責任準備金(負債)の評価の見直しを行えないとすれば、負債に含まれる支払いの安全性は必ずしも明らかではないが、現状において過度に責任準備金を求めるることは適切ではないとの意見があった。
- 責任準備金の十分性の確認の手法として、将来収支分析による部分的な時価評価の手法の導入が

提案された。

- 現状のロック・イン方式の負債評価では、金利が上昇したときに責任準備金の価値が低下することによる利益を計上できないため、資産と負債をマッチングして、リスク評価を行うと、資産の価値のみが下落し、リスク管理が難しくなる。したがって、金利の変動に対する保険会社のALMのインセンティブを弱めるか、むしろ問題を生じさせる。
- そこで、今後の金利の上昇を考慮に入れると、負債についても時価を考慮して反映させておくことが必要であるという考え方である。5年、10年と時価評価の期間を延ばすことにより時価評価による負債価値の増加の影響を軽減できる。
- しかしながら、現在の将来収支分析の手法は、経済価値ベースでの評価に対応したものではないことから、そのまま適用することは問題があるとの意見があった。また、5年、10年といった期間を限定したキャッシュフローの評価は、ALMを歪めるおそれがあることから、問題があるとの指摘があった。

<解約返戻金超過部分>

- 責任準備金のうち解約返戻金超過部分をマージンとすることは、事業継続基準として適切ではないとの指摘があった。
- 一方、解約返戻金超過部分のマージンへの算入に関しては、事業継続基準かどうかという観点ではなく、責任準備金の最低水準として、全期チルメル式と解約返戻金の水準を比べて保守的な評価をしており、許容されるとの考え方も示された。
- また、全期チルメル式責任準備金を上回る部分をマージンとするのであれば、標準責任準備金の枠組みからみると保守的ではないとの懸念はあるが、現在の保険会社の実態からみれば、認められるのではないかとの意見があった。
- 国際的な責任準備金の評価方法や公正価値、時価評価という考え方からみれば、全期チルメル式責任準備金を上回る部分に関しては、マージンとして算入される方向で議論が進んでおり、このような動向を踏まえるべきであるとの意見があった。

<繰延税金資産・税効果相当額>

- 繰延税金資産や税効果相当額は、必ずしも損失の補填に充てることができないなど、清算価値のないものが含まれているとの指摘があった。
- 個別の資産に関して、経済価値ベースでの評価を行うとすれば、オンバランスの資産に関しては、確率論的なアプローチの対象となりうるものである。たとえば、繰延税金資産は、オンバランスの資産であり、資産性に関する監査人の監査も行われている。
- 一方、厳格化すべき資産があるとすれば、視点の一つとして、オフバランスの資産があげられる。税効果相当額、将来利益に関しては、資産性に関する評価も十分と言えるか検討の余地があるとの意見があった。
- これに対し、オンバランスかオフバランスかで分けるのは適切でなく、監督上重要かどうかで判断すべきとの意見があった。

- 銀行の場合は、不良債権処理を行う中で、繰延税金資産が増加したが、保険会社の場合は、危険準備金、価格変動準備金などの積み立てに伴い発生したもので、性格が異なっているとの指摘があった。
- 繰越欠損金に対する繰延税金資産は、将来の利益を見込んで節税効果を資産として認識しているものである。一方、危険準備金等の有税積み立ては、費用として認識されるべきものが、否認された結果発生しているもので、前払い税金の資産計上という性格のものである。そういう意味から本当に利益体質の会社か、規制上区別する必要があるとの意見があった。
- 銀行の自己資本と関係する部分に関しては整合性をとるべきとの意見があった。また、会計上認められているものを否定するか、あるいは何らかの調整や制限を加えるのであれば、規制上の考え方が強く反映された規制となるのではないかとの意見があった。

<将来利益>

- 将来利益は当期赤字の場合にあっても計上されており、適切ではないとの意見があった。一方、米国やEUにおいても計上が認められており、IAIS等の動向を見極めた上で検討すべきであるとの意見もあった。(※EUにおいては、2009年より計上否認。)
- また、現行基準上有配当契約のみが対象となっているが、無配当契約であっても利益が生じることを考慮すれば、対象範囲をすべての契約とすべきではないかとの意見があった。また、将来利益とリスク量の関係が明確ではなく、利益が減少するリスクを算定すべきではないかとの意見もあった。

<劣後債務>

- 劣後債務は、算入制限があるため、コア資本が失われると急激にマージンが低下する場合がある。また、予定利率引き下げの際の優先順位は劣後債務・基金が保険契約に優先しているとの指摘があった。
- 一方で、劣後債務は、これまで厳格化が進められてきており、算入制限も決められていることから特段の問題は生じていないのではないか、IAISの検討状況を踏まえて検討すべきではないかとの意見もあった。また、基金を償却するときは償却額に相当する金額を基金償却積立金として積み立てることとされている。
- 劣後債務、基金については、破綻前の契約変更によって予定利率を引下げて負債を圧縮した場合に、マージンとして機能していないという意見があった。一方、契約者に対する保険負債と劣後債務の間に優先・劣後の問題があることは事実であるが、だからといって劣後債務等にマージンとしての性質がまったくないわけではないとの意見があった。
- これに対し、たとえば5年間の移行期間を設け、予定利率引き下げの場合も、劣後状態の要件として設定する必要があるのではないかとの意見があった。
- なお、清算基準に近い実質資産負債差額の計算においては、劣後債務を算入していないにもかかわらず、マージンとして劣後債務を算入することはおかしいといった意見があった。実質資産負債差額の計算においては、単純に負債としてカウントしたうえで、負債超過であれば監督上の規制の対象とすることとしたものにすぎないといってよいのではないかと考えられる。

<その他>

- 有形固定資産、ソフト・ウェア等の無形固定資産、のれん(営業権)等の無形資産といった換金性の低いものが存在するとの意見があった。
- 含み損を抱えるような子会社の損失については、ソルベンシー・マージンの厳格化の対象として検討してはどうかとの意見があった。
- ダブル・ギアリングに関しては、現在でも、子会社との間で意図的保有は排除することとされており、これまで厳格化が行われてきた経緯がある。また、保険会社が主として有するリスクと銀行が主として有するリスクが必ずしも同一ではないことも考慮すると短期的な対応としては現行規制でよいのではないかとの意見があった。

【 具体的な見直しの実施に向けての留意点 】

< 目指すべき方向との整合性 >

- 経済価値ベースのソルベンシー評価に向けて見直しを進めるとしても、実施に当たり様々な検討課題があることから、具体的な見直しは、目指すべき見直しの方向性を見据えながら、実現可能なものとすべきとの意見があった。
- 経済価値ベースでの評価を目指すのであれば、リスク評価のみならず、純資産(マージン)にも負債の評価の見直しが反映されなければ、理論的に正しくないとの意見があった。
- 他方で、理論的にはそうであっても、保険会社にALM(資産負債管理)の強化を意識させるために、ソルベンシー・マージン比率(規制)によりリスク管理強化を誘導することが必要との意見があった。
- また、仮に、経済価値ベースの評価について、分子(リスク)分母(マージン)いずれも併せて実現しなければならないとすれば、具体的な導入が遅れることとなるので、実践的な対応としては、リスク管理を高度化するインセンティブとなる措置を、可能な限り、具体的な見直しにおいても取り入れるべきとの意見があった。

< 実現可能性と円滑な実施 >

- 具体的な見直しにあたっては、マーケットや保険会社の投資行動等に与える影響、過去からの連続性、激変緩和措置の是非、実務から見た対応可能性を考慮すべきではないか。その上で、ソルベンシー・マージン比率が大きく変化することが予想される場合には、影響度合いを測定するプロセスを導入する必要があるのではないか。

IV 具体的な見直しに向けての個別論点

【 リスク(分母)の評価と範囲 】

※ 見直しの優先度が高いと考えられるリスク

< 予定利率リスク >

- 予定利率リスクについては、金融市場実勢に応じた見直しを行うことが考えられるが、単年度の逆ざやしかてん補できないとの指摘があった。直ちには責任準備金の評価の見直しを行えないとすれば、現在抱える逆ざやについて、ソルベンシー・マージン比率の算出において、どのように反映するのが適切か。
- 積立保険の予定利率リスクについては、経済価値ベースでのリスク評価の拡充策として、責任準備金の予定利率を期末の国債利回り等に洗い替えた上で簡便な将来キャッシュフローを用いて、洗替後残高の金利感応度により負債サイドの金利リスクを算定することとし、現物資産・デリバティブによるヘッジ効果を適切に反映するとの考えが示された。
- 経済価値ベースの取組みを進めるために、上記手法によるリスク測定を推進すべき、また、生命保険についても、解約の見積もりなど困難な点があるとしても、簡便な将来キャッシュフローを用いる手法を追求すべきとの意見があった。
- 一方、生命保険会社の場合は、債券以外の資産の構成割合が高いことから、簡便なモデルを前提とすると、リスクの実態を適切に反映できないおそれがあることが指摘され、モデルの有効性の検証に、十分な試行期間を設けるべきとの意見が示された。
- また、今の日本の金利状況を前提として、金利感応度を評価することは問題がある。また、一部だけを捉えると全体のバランスを失うことも懸念される。問題点はあるが、現時点では現行の方法を用いるべきではないかとの意見があった。
- 現行のリスクファクター方式を用いる場合の見直し案として、各社の資産構成を反映する仕組みの導入、外貨建て保険のリスク設定基準の見直しなど の方法が提案された。

< 価格変動リスク >

- リスク係数が実際のボラティリティよりも小さく、信頼水準及び計測期間を定めた上で最新のマーケットデータに基づいて検証する必要があるのではないか、変額年金保険の最低保証に係る保険料積立金の計算で前提としている期待收益率やボラティリティとの整合性についても考慮すべきではないかとの意見があった。
- 計測期間については、1年が妥当であるとの意見があった。
- 信頼水準については、EUでは99.5%、米国でも98%であり、将来の統合的リスク評価への移行や国際的に調和した水準を見据えて、激変は回避しつつ、信頼水準を引き上げる必要があるのではないかとの意見があった。

- 一方、信頼水準については、例えば、99.5%の水準とすると、200年に1回のリスクに備えることと同等の水準になることから、慎重に考える必要があるのではないか、との意見があった。
- データの収集期間は、ボラティリティの偏った時期のみを計測することができないよう長期的な動向を勘案した上で決定することが望ましいとの意見があった。
- また、併せて以下の要素を加味する必要があるのではないかとの意見があった。
 - ・ 外貨建保険契約のリスク計測方法の見直し
 - ・ オルタナティブ投資のような新しいタイプの資産への対応、債券の残存期間やコール条項の有無などの反映
 - ・ 保有ポートフォリオの特性
 - ・ 満期保有目的債券又は責任準備金対応債券のリスク係数の見直し
- β 値等を用いて各社の運用実態を反映させる方法については、 β 値が0の場合であってもリスクが存在する可能性があることから、係数の特性を考慮して用いるべきであるとの意見が示された。
- 現行の VaR に基づく方法は、長期的な負債を扱う保険会社のリスク管理手法として適切といえず、以下のような検討を行うべきではないかとの意見があった。
 - ・ 市場データに基づく内部モデルの使用を選択可能とする。
 - ・ サープラス・アット・リスクを計測する。
 - ・ VaR を維持し、計測期間を1年以上に設定するのであれば、保険会社の長期性を加味した要素を盛り込む。
- 分散投資効果について、一律(生命保険の場合30%、損害保険の場合20%)として計算しているのは適切とはいえない、無相関として計算する方法や全ての価格変動等リスク対象資産の相関を求めた上で、各社の資産構成割合を基に分散投資効果を計算する方法や内部モデルの使用を選択可能とする方向で検討してはどうかとの意見があった。分散投資効果の計算はどのように行うべきか。

< 損害保険の巨大災害リスク >

- 直近データに基づく見直しを行う必要はないか。
- 現状では「風水災」「地震」のどちらか大きい方をリスク量としているが、ともに反映するようにすべきではないかとの指摘がある。しかしながら、分散効果を厳密に反映するためには各社のリスク実態に即応したモデルが必要である。
- そこで、短期的対応として、両者を共通の再現期間で測定することとした上で、同時に顕在化する可能性を無相関で発生することを前提に考慮してはどうかとの意見があった。また、この際、地震については、関東大震災クラスの地震が起きた場合を想定して、別途ストレステストを行ってはどうかとの意見があった。
- また、必ずしも再現期間を統一化する必要はなく、地震についてもシミュレーションによる計測手法を導入する方法が提案された。一方、シミュレーションにもデータの限界があり、関東大震災クラスのリスク相当額を計量するすれば誤差が大きくなるリスクがあるとの意見があった。これらの意見についてどう考えるか。

- 合算において、巨大災害リスクとそれ以外のリスクの相互分散効果を反映すべきではないか（現在は単純合算）との意見があったが、具体的にどのように計算すべきか。
- 地震のリスク係数が1都8県に対応したものであることから、自動車保険のリスク係数など、地域性を考慮した上で係数を見直す必要があるのではないかとの意見があった。また、種目の見直しについても検討してはどうかとの意見があった。
- 中期的な課題として、内部モデルの導入が必要となるが、そのためにはモデルの使用要件の整備、内部管理の強化などが必要なことから、当面は、統一的な標準モデルを使用してはどうかとの意見があった。

※ その他問題点等が指摘されたリスク

< 信用リスク >

- 信用リスクについては、リスクファクター方式では、与信先業種間の相関性、格付に応じた貸倒発生確率の相違等が十分に反映されないという問題点がある。少なくとも、与信先格付別のリスク係数は、格付機関の公表する過去の倒産確率等を参考に定期的に見直すべきではないかとの意見があった。
- また、バーゼルⅡ（新BIS規制）では、予想される倒産リスクに対しては貸出利ざやでカバーし、予測できない倒産リスクに備えるよう考え方方が変わっており、これに合わせて見直すべきであるとの意見、格付けが下がった場合の経済価値の低下分を評価すべきとの意見があった。
- バーゼルⅡは、市場リスクと信用リスクが含まれた規制となっており、切り分けることは難しいとの意見があった。

< 再保険リスク >

- 再保険リスクについては、損害保険会社の破綻を考えると極めて重要であり、再保険の方式についても十分考慮したものとする必要がある。現行基準は、リスク管理態勢の観点から現状の基準で十分といえるかとの意見があった。
- これに対しては、たとえば、再保険料が事後的に調整されるファイナイトの場合には、追加支払に関して負債計上するよう求められていることが示された。
- また、出再先の信用力（格付）や担保の有無が考慮されていないのは問題ではないかとの指摘があったが、出再先が極めて多岐に渡り実務対応が困難である一方、リスクウエイトは小さく、ほとんど影響はないとの意見があった。
- また、リスク係数については、現行の1%が低いことから、信用リスクの4%を参考にしてはどうかとの意見があった。

< 最低保証リスク >

- 変額年金保険の最低保証リスクは、現在の定められている標準的方法では、対応が難しく、長期的には、内部モデルの使用による代替方式への移行を目指すべきであるとの意見があった。

- 短期的には、ストレステストによる簡便な計算方法や計算に用いる期待收益率、ボラティリティを期末の国債利回り、ボラティリティに洗替え、洗替後残高の金利感応度、株式感応度等により、最低保証リスクを算定する方法をとってはどうか、との意見があった。
- 現物資産・デリバティブによるヘッジ効果を適切に反映する必要があるのではないかなどの意見もあった。
- 最低保証にかかるリスクは2%とのことだが、実態を反映しているのか、きめ細やかに定めるべきではないか、価格変動リスクにおけるリスク係数を利用して最低保証の責任準備金を計算する方法であれば、実務的負荷がなくできるのではないかとの意見があった。
- ファンドの時価が110%を超えた場合に、直ちにリスク量をカウントしないのは問題ではないかとの意見があった。

< デリバティブ取引リスク >

- 現行基準に対応していないデリバティブ取引についての対応を検討する必要はないかとの意見があった。
- また、デリバティブ取引のなかでも、行使価格が極端に低い株式のプット買い等、実質ヘッジ効果はないにもかかわらず、リスク軽減となってしまう取引を想定することもできるため、見直しが必要ではないかとの指摘があった。
- 現行基準では、資産運用リスクに一律の分散投資効果(生保30%、損保20%)を反映する一方で、ヘッジの効果を100%反映しているため、ヘッジ効果の方が大きくなつており、計算方法を改善すべきではないかとの指摘があった。
- 担保管理は重要であり、推進するのであればリスク係数に差を設けてもよいとの意見が示された。
- また、デリバティブ取引は進歩が速く、取引ごと列挙することには限界があることから、ある程度定性的な表現で包括できるような扱いができないかとの意見があった。

< 生命保険の保険リスク >

- 生存保障リスクについては、責任準備金で仮定している予定死亡率の中に死亡率改善効果が既に考慮されている場合には、ダブルカウントとなるのではないかとの指摘があった。また、年金の種類に因らず1%の係数としていることは問題があるのでないかとの意見があった。

< 損害保険の一般保険リスク >

- 保険料基準の場合には、高い保険料で保障を提供している保険会社の方がリスクは小さいにもかかわらず、リスク相当額が大きくなるというパラドックスが存在している。また、保険金基準の場合には、3年間の平均であり、このような方法では、損失をてん補できない恐れがあるとの指摘があった。

- また、単種目のみを引き受ける保険会社にとっては、現在のリスク係数が想定されていないケースもあり、一般保険リスクとして適正なものとなっているかどうかについて考える必要があるとの指摘があった。

<経営管理リスク>

- 不祥事件の頻度、ガバナンス、経営関与、リスク管理態勢等の、個々の企業実態を加味した係数とすることを考えられないかとの指摘があった。
- オペレーションル・リスクは、質的管理が重要であり、バーゼルⅡが参考になるが、重要性を考えれば、導入については、中期的対応として考えてはどうかとの意見があった。